

様式第 1 号（第 6 条関係）

鶴ヶ島市有料広告掲載等申込書

年 月 日

（あて先） 鶴ヶ島市長

住所（所在地）

名 称

代 表 者
職 ・ 氏 名

電 話 番 号

担 当 者
職 ・ 氏 名

鶴ヶ島市有料広告掲載等取扱要綱第 6 条の規定により、次のとおり申し込みます。
なお、掲載等に当たっては、裏面記載の掲載等の条件を順守します。

施設等の名称	広報つるがしま
規 格 等	別紙添付資料のとおり

※ 掲載等の場所については、指定できません。

掲 載 等 の 条 件

- 1 市が管理する施設、物品等（以下「施設等」といいます。）に有料で広告を掲載又は掲示（以下「掲載等」といいます。）できるものは、次のいずれにも該当しないものとし、かつ、第三者の権利を侵害しないものとします。
 - （１）市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - （２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業に該当するもの
 - （３）貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項に規定する貸金業に関するもの
 - （４）政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
 - （５）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - （６）上記に掲げるもののほか、施設等に掲載等をする広告として適切でないと市長が認めるもの
- 2 広告を掲載等のできる場所、規格、枠数等については、別途市の定めた基準によるものとします。
- 3 広告の掲載等に係る料金については、鶴ヶ島市有料広告掲載等決定通知書に記載された額を、指定された期限までに納付してください。
- 4 募集期間内に、募集枠以上の申込みがあった場合は、原則として抽選で掲載できる方を決定します。また、募集期間を設けない期間において、掲載等をする枠に空きがあり、掲載等の希望があったときは先着順とします。
- 5 広告の内容に関する紛争については、掲載者がその責任において解決するものとし、市はいかなる責任も負いません。

また、施設等へ掲載等された広告の管理に要する経費は、掲載者の負担とします。
- 6 版下原稿及び広告物の作成に要する経費並びに施設等（印刷物を除く。）への広告の取付及び撤去に要する経費等、掲載等に係る経費は一切掲載者の負担とします。

また、広告（印刷物への広告を除く。）が破損した場合における修復に要する経費は、市の責めによる場合を除き、掲載者の負担とします。
- 7 広告の掲載等が市の行政運営上支障がある判断したとき、広告の内容が１の規定に掲げる事由に該当することが判明したとき、掲載者が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、又は掲載者が指定する期日までに広告の掲載等に係る料金を納付しなかったときは、広告の掲載等を取り消すことがあります。
- 8 広告の掲載等が決定した後に掲載者の責めによらない理由により、広告を掲載等できなかったときは、広告の掲載等に係る料金の全部又は一部を還付するものとし、別途市の定めた基準によるものとします。
- 9 ７の規定による掲載等の取消し、又は事故、天災事変等の不可抗力その他市の責めによらない原因により掲載者が受けた損害について、市はその賠償の責めを負わないものとします。